

群馬パース大学 研究活動に関する行動規範

平成 27 年 4 月 1 日
群馬パース大学 学長

群馬パース大学（以下、「本学」という。）は、「平和で公正な社会の発展」への貢献を希求する建学の精神に基づき、科学者による主体的かつ自律的な研究を保証する一方、学術研究に対する社会からの信頼と負託に応える使命を持つ。本学は、日本学術会議声明による「科学者の行動規範について」（平成 18 年 10 月 3 日制定）、および「科学者の行動規範一改訂版」（平成 25 年 1 月 25 年制定）に準拠し、研究活動に携わるすべての科学者及びこれを支援するすべての者が遵守すべき行動規範をここに定める。

（科学者の責任）

1. 科学者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

2. 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

3. 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

4. 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

5. 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が、人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（公正な研究活動）

6. 科学者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、発表等の過程において、本行動規範に則り誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造・改ざん・盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

- ・研究成果の発表等にあたっては、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。

(法令等の遵守)

7. 科学者は、研究の実施・研究費の使用等にあたっては法令及び関係規則並びに本行動規範及び本学の諸規定を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

8. 科学者は、研究への協力者の人格・人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(差別の排除)

9. 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、個人の自由と人格を尊重する。

(環境・安全への配慮)

10. 科学者は、研究等に用いる施設、設備、装置、薬品等を取り扱う場合には、法令及び関係規則並びに本学の諸規定等を遵守し、研究に従事する者並びに環境に対し、いかなる危険も及ぼすことのないよう、その安全管理に万全を尽くす。また、研究で用いた廃液、薬品、材料等は法令を遵守の上、環境に害を与えないよう責任をもって処理する。

(利益相反)

11. 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責務)

12. 本学において科学者の研究活動を支援するすべての者は、この行動規範に反する行為を為さず、また、不正行為の防止を行い、この行動規範に沿った研究活動の支援と研究活動の整備に努める。

(大学の責務)

13. 本学は、この行動規範の運用を実効あるものにするとともに、科学者の研究倫理意識を高揚するために必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施する。
 - ・ 本学は、科学者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じる。
 - ・ 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。
 - ・ 本学は、本学の研究活動における倫理上及び安全管理上整備すべき事項について、必要な措置を講じる。

- ・ 本学は、科学者が研究活動を行う上で、遵守すべき行動規範について必要な制度等の整備及び改善を継続して実施する。